

◎介護保険は日本の福祉を変えるか

労働者協同組合の

介護・福祉事業の構想

●日本労働者協同組合連合会

松 沢 常 夫

I 保健福祉・介護のしごととは
市民の事業である

労働者協同組合が考える
介護・福祉事業と高齢者
協同組合の位置について
II 介護・福祉事業の展開と構想
III 市民主導の福祉で日本社会は
どう変わる

私たちは「新しい福祉社会の創造」を掲げ、労働の人間化と地域の人間の再生、コミュニティケアの創造をめざし、高齢者協同組合（以下、高齢協）の設立（六月末現在、二五都道府県で設立）、ホームヘルパー養成講座の開催（すで

に一万人を養成。来年三月までに受診者三万人への到達をめざす）、地域福祉事業所の設立、介護者ネットワークの全国的確立などにとりくみ、福祉分野などでの就労（雇用）創出をも強く打ち出しながら、多くの自治体からホームヘルパー事業、デイサービス、宅老所などの委託を受け始めている。

本稿では、労働者協同組合（以下、労協）が介護・福祉事業と介護保険制度をどうとらえ、これまでの事業をどう発展させようとしているのか、その考え方と実践の一端を紹介することにする。

I 保健福祉・介護のしごととは市民の事業である

労働者協同組合が考える介護・福祉事業と高齢者協同組合の位置について

中高年雇用・福祉事業団として出発した私たち労協連合会はこの九月に設立二〇周年を迎える。この間、人と地域が必要としている仕事を協同でおこし、それを事業として発展させていくことにとりくんできたが、三〇四年前から高

齢協の設立・展開と結んで介護・福祉の仕事に力を注いできた。高齢の人たちに対する介護という仕事が決定的なものとなったこと、そうしたなかで国が介護保険制度を立ち上げるといふ新状況が出たからである。

1 介護保険の理念と

市民参加

介護保険制度について、私たちは次の四点からみてきた。①介護サービスの担い手であるケアワーカーとケアを受ける高齢者の双方にとって良い制度なのか、良いも

のにしうるのか。②在宅中心の介護サービスは地域社会、地域経済に何を作り出すか。③医療・福祉全体にとってはどうか。そして、

④この三点についての「答え」は、介護保険制度がどれだけ市民自身の参加を保障し、市民自身による事業活動を育成・発展させようとしているか、そして市民自身がそのことに本気になるかどうかによって決まる。

介護保険制度の理念は、「高齢者が自らの意思に基づき、自立した質の高い生活を送ることができるよう支援すること」であり（厚生省「二十一世紀福祉ビジョン」）このビジョンでは「高齢者の自立と尊厳」がうたわれ、「制度設計の在り方と国民的合意形成」という項目の三点目には「市民自身の制度参加・地域社会に立脚する分権的介護システム」を確立する、とある。これが具体化されていくなら、介護保険制度を市民が主導し、活用する余地、その条件は十

分にあるといえる。

◆介護サービスの「担い手」

として

介護サービスの「担い手」として市民が参加できる条件は、まず、民間非営利組織（NPO）も保険指定介護機関になれるという形で開かれた。高齢期の生活全般を支え合う高齢協の生協法人認可も、今年三月、東京高齢協が認可されたのを皮切りに全国で一斉に認可が広がっている。これは、厚生省が昨年八月六月、事実上の生協法改正といえる「生協のあり方検討会」の報告をまとめ、そこで「福祉を主たる事業」とする生協の設立を認め、その事業は組合員の利用も可能としたことによる（それでもまだ、市民自身が協同して働き、利用者とも協同していく活動を保障する労働者協同組合法の制定は残されている）。

こうしたなか、介護保険の施策で柱の一つになっているホームヘルパーの養成について、農協や私たち労働・高齢協などが各自自治体からの委託を受けて養成講座（研修）を開催するケースが増えている。あるいは委託でなくとも、開催会場、講師、広報などにつき、さまざまな支援措置がとられるようになってきている。

ただ、ヘルパー養成講座は、市民団体が開く場合、ほとんどのところで自治体からの補助は一銭も出ていない。このため、労働・高齢協主催の講座では平均で三級三万円、二級八万円の受講料となっている。行政が行うヘルパー講座はたいてい教科書代だけ本人負担で、あとは無料だ。しかし回数はいくつか、実際には年齢制限もある。このため受講したいと思っている人たちがその機会を得にくい。ヘルパー養成講座の費用が市民団体のそれと自治体とで大きな開きがあるという状況は、同じく営利を目的とした事業ではないにもかかわらず、受講者に不平等を

強いものになっている。私たちは、「教科書代を自治体がつようにして、ヘルパー養成講座を市民団体に委託すれば、行政がやる講座の数の受講者を集め、多くのヘルパーを育成できる」と提案、要求している。

◆サービスの「利用者」として

次に、介護・福祉サービスの「利用者」としての市民の参加はどうか。

これまでは「弱者救済」の「措置」で、行政がすべて決定するやり方がまかり通ってきた。高齢者のほうにも「福祉のお世話になる」という思いがあり、要介護の状態になっても、どうにもならなくなるまで行政に言わないため、重度化してしまい、寝たきりになったりなどして自立できなくなるケースが少なくなかった。

しかし介護保険制度では、保険加入者は、加齢にともなう要介護となった際には、介護サービス

を当然の権利として請求し、自分で選択できるようになる可能性が強まる。もちろん、社会保険制度なら国民が主権者になれる、というようなものでないことは医療保険制度をみても明白だ。介護保険の場合も、保険料や利用料が払えずに保険制度の外側に置かれてしまう人の問題や、介護認定、保険給付、保険指定介護機関の水準など行政主導で事が運ばれるという問題がある。その一方、サービスの利用が契約方式になるところから、成年後見制度、高齢者の権利擁護センター、福祉オンブズマン制度の創設などが、市民の側から議論され出しているという状況もある。

こうしてみると、介護保険制度で核心とされている「市民参加」の条件は少しずつ前進してはいるが、介護保険の「すき間」の部分も含めて、市民の側からもっとっと積極的にかわっていかねければならないといえる。

2 介護保険の矛盾と本来のあり方

介護保険制度では、理想的な介護がされ、介護を受けていた人が自立できるようにすると、そのケアワーカーは仕事を失うことになり、事業体はもうからない。

もうけを第一とする民間企業にケアマネジャーが属したなら、まずその家庭の資産状況を調べ、余裕がありそうなら「しっかりした介護にしましょうね。月に四五万円かかりますけど、三〇万円は保険から出ますからね」というような話で、要介護者を「介護づけ」にしかねない状況も生じよう。もうけが優先すると、ケアワーカーは、形式的におむつを何回も取り替えるとか、「よくやってくれる」と見せかけつつ、重度化させ、命だけは長くもたせる、という「ケアの仕方」にならざるをえなくなる。

介護保険制度は本来、高齢者の保健・福祉全体を重視し、元気な高齢者はますます元気に活躍できる、障害を負ったときでも重度化させない、という保健・福祉の総合的な対策の一環として位置づけべきものである。厚生省は、二〇二五年には要介護高齢者が五二〇万人、寝たきり老人は二三〇万人生まれると推計しているが、二〇〇〇年のほぼ二倍の人数を自然増のようにあげたのでは、政策でもなんでもない。「寝たきりゼロ、要介護三〇〇万人以下、一〇ヵ年計画」というような構えととりくみこそが求められているはずである。行政はもっと住民を信頼し、住民と情報を交流しあい、住民の力を活かすべきなのだ。

ケアワーカーの側も、企業・事業者にとらえがかり、「私はお金をもらえればいい」ということで、「重度化させ寝かせつつける介護」の方向に進むのか、自ら協同組合を作らないしは参加し、そこで仕事をこし、経営も管理し、高齢者と手を組み、多くの市民から頼りにされるヘルパー集団になつていくのかその選択が問われている。

要介護者が自立したら仕事がなくなる、という問題については、保健運動にもお金が出る保険給付の仕組みにすることと同時に、「自立してからの楽しみもたっぶりある仲間」がいる関係を地域社会でつくっていくことが大切だと思う。

3 福祉の事業とは何か

高齢者は社会にとって「厄介者」であり、国民に「高負担」を強いる「医療」「介護」の対象でしかなく、あたかも歳をとることが「問題」であるかのような風潮が根強くある。

しかし、私たちは二十数年前から「高齢者就労事業団」の活動を

通じて、八割、九割の高齢者が元気であり、体力が弱っても、何らかの形で人と交わり、人の役に立って生きていきたい、という思いを強くもっていることを知ってきた。ところが、この元気な高齢者が孤独なのだ。「体が弱くなればヘルパーも訪ねてきてくれるが、

元気だと一日中、テレビを相手にしているしかない」という声を聞いたときは、ショックだった。しかし、元気な高齢者がたくさんいて、その高齢者が担い手となり、縦横に活躍する社会をつくったらどうなるか。そうなっていけば、障害をもって苦しむ高齢者のところにも違った風が吹くはずだし、誰もが活躍できる社会づくりにつながるだろう。

私たちの労協では病院で清掃や売店などの仕事も長くやってきた。目や手足の不自由な患者さん用にトイレットペーパーをたたんでセットしてあげるとか、退院時の付き添い、部屋の掃除、通院介

助、介護用品の宅配など、患者さんから求められた介護・福祉事業を病院と協力しながら試行的にとりくんだこともある。この試行後、高齢者のための意義ある事業ではあるが、やはり高齢者を「お客さん」にしている点がある、と総括した。

こうして、「元気な高齢者ももっと元気に」「寝たきりにならない、させない」というスローガンを掲げ、「高齢者が主体となり、お互いを支えあう協同組合」「高齢者の生活全般を主に高齢者が担う総合的な協同組合」として高齢協が発足し、サービスを提供する労協との協同が進んできたのである。

福祉の事業とは何か。私は「すべての人の自立を促進し、自由を拡大し、人間がよりよく、より人間らしく生活できる地域を創っていく力を増進する社会の協同の営み」と考えている。主体はあくまでも高齢者や障害者など当事者自

身であり、市民自身である。当事者、市民は、福祉サービスの施しの対象でも、単なるサービスの消費者でもない。市民自身が自ら仕事を担い、できることを拡大していく。これを支える地域づくりをすすめる。この努力に公の金を投入して支援する。介護保険の運用にあたって公共がやらなければならぬことは、市民自身が主導力をもてるように市民を育てることである。行政の仕事はそこに光を当てることだと思う。

私たちは、介護という仕事についても深めてきた。労協連合会の永戸祐三理事長は、ヘルパー養成講座で特別講義を一〇〇回近く行っているが、最近こう強調している。

「介護という仕事は、いのち・死をみつめ共有し、いのち・死にとってどういう生活が大切なのか、との観点から、生活を支え、自立を促進し、尊厳を保障する、誇り高く気高い仕事である。そして

そこでは当然にも、ケアワーカー自身の人間性や生活、家庭のありようも深く問われることとなり、地域がどうあったらいいのかを考える仕事となる。寝たきりの最大の原因といわれている、社会における個人の孤立、家族の孤立、コミュニティの崩壊という現実にぶつかるなかで、一人ひとりの高齢者の介護、一つひとつの家庭におこっている問題を共有し、ネットワークを強固にし、地域でのケアの能力を創造し、コミュニティを再生していく。そのことが一番重要であり、そこに介護の仕事のやりがいがある」。

4 福祉・介護の 市場の特性

一般的にいうと、提供された商品・サービスを購買し、消費するという消費者としての関わりだけでしか市場に登場しえない市民では、企業の身勝手や市場経済の苛

酷性には立ち向かえない。これからの市民・消費者は、こうした善良な「お客様」という位置から脱して、市場をコントロールする位置に進む必要がある。そのためには労働組合などの社会運動とともに、協同組合などの形で設立された労働者、市民自身の事業体が商品・サービスの提供を積極的に行い、事業経営能力を高め、市民自身が市場の主導権を握ることが求められる。消費者から供給者への転換である。福祉・介護の市場は、その最適な場である。

本来、福祉・介護という営みは市場経済になじまない。ここでは大量生産システムも、大流通システムも通用しない。人が人の世話をする対人サービスが中心の業となるからだ。その対人サービスの分野で労働・高齢協や農協その他のNPO組織が人と人とのつながりを基にした地域のネットワークをつくり、生活の支援、福祉・介護の専門知識と技術を持つケアワ

ーカーなどのスタッフを擁して事業展開を行うなら、「売ればいい」「もうかりさえすればいい」というような事業基準とは違った、安心、安全を媒介にしたサービスの提供とその利用という共通の理念、共感によって支えられる「市場」が形づくられていくのではない。

こうした新しい市場をつくり出し、行政の支援も受けながら、サービス提供者には徹底して情報公開(ディスクロージャー)を求め、こういう状態だからこうしてほしい、と利用者の要求を提出し、事業者と交渉する。そうなれば、身勝手な企業は排除され、良質な企業と提携していくことができる。問われるのはサービスの質である。

つまり、市民自身が市場をリードし、民間企業がそれをフォローし、公共が支援・調整する。そのような形で地域ケアをつくることが理想に近いし、こういう姿が介

護・福祉の分野でできあがっていくなら、他のさまざまな分野にも、はかりしれない影響を与えていくことになる。

労働組合のなかでも、介護を自らの課題ととらえ、介護事業に参入する動きが広がりつつある。タクシー運転手の労働組合・自交総連大分はヘルパー講座を予定し、同福岡などでも「ケアドライバ―」への挑戦を始めている。このことは、労働者自身が自らの労働の価値を高め、誇りをもてる仕事へと発展させ、市場をリードしようとする画期的なとりくみの一つと考えられる。

5 「福祉が人を変え、福祉が町を変え」

初年度でその規模が五兆円とも七兆円ともいわれる介護福祉の市場を見据え、いままでにない地域の人の結びつきをつくり出してい

くなら、「福祉が人を変え、福祉が町を変える」ことが可能になる。

ヘルパー養成講座を私たち労働者に委託してくれた宮城県鳴子町には、「介護保険を一つの事業として見て、どうしたら町をうるおすのかと考えたらどうか。たとえば、仲居さんがこぞってヘルパー講座を受けて資格を取り、障害をもったお年寄り大歓迎」と打ち出したらどうか。接客のプロであり、ヘルパーとしても優れた人になるだろう。旅館が暇なときは町の人のためのヘルパーとして働ける」と提案した。

こうした地域では、ヘルパー養成講座も商店街などの後援をえて、「地域に新しい文化をおこす講座」「地域づくりの一環としての講座」と位置づけてとりくもうとしている。商店の人は「自分のために商店街を残してほしいというのではない。商店街が空洞化したら、とくに高齢者が生きていけ

なくなり、町が空洞化する。スーパーはとことんもうけ、ダメとなったらサッと出ていく。そんなやり方は押しとどめたい」と言っている。このような商店街の人たちと、「ケア」ということで集まってきた人たちが手を組んで、ヘルパー養成講座や商店街振興で連帯したとりくみが始まれば、「我が生み出したヘルパーをもっと有効活用しろ」と商店街の人も、地域の企業経営者も言い、役所に向かうことになる。

6 ケアワーカーの生活と地位保障

今の社会で一番期待され、大切な仕事をするケアワーカーが、それにふさわしい処遇を約束されず、仕事をするうえで悪い条件に置かれていたとすれば、介護を受ける人たちも、まともなケアが受けられず、不幸にならざるをえない。

ところが、介護保険制度では、ケアワーカーの社会的な地位や労働条件の向上にはほとんど目が向けられていない。いま、多くのケアワーカーが労災・職業病などの補償制度もないなかで働いているが、介護保険が始まって、どういう水準の賃金・処遇が保障されるのかわからない。

人間には自立して仕事をする権利がある、ということを経営者が認め、その条件を整備していくことが必要である。これは社会的に考えなければならぬテーマであるが、ケアワーカー自身が本気になるべくしてとりくまなければならない課題でもある。ケアワーカーには、①専門家としての能力を高めて、良い仕事ができるようになる、②地域保健福祉運動をおこし、その担い手・コーディネーターになる、③ケアワーカーの待遇、身分、社会的保障などを良くしていくために全国のケアワーカーのネットワークを作る、④高齢者（本人・家

族・高齢者協同組合）と連帯・協同する、ことが求められる。

Ⅱ 介護・福祉事業の展開と構想

1 地域福祉事業所とヘルパー講座

元気な高齢者がますます元気になる、ケアワーカーが自主的・自律的に仕事を始め、市民自身が介護保険制度を担い、より良いものにしていく。この事業・運動の拠点を中学校区に一カ所の割合で全国に設立しよう、というのが私たちの提起する地域福祉事業所構想である。

地域福祉事業所は介護保険に対応し、指定を受けて事業を進める（指定介護機関）とともに、ヘルパー養成講座を開催し、コミュニティケアII・CCC共済（後述）の拠点、市民、地域住民自身による生

活総合産業（食事、住宅改修サービスや生活必需品、情報などをそろえる）の拠点となって、行政と結び、高齢者のたまり場、宅老所、生活学校なども兼ねる「福祉コンビニ」をめざす。地域が必要とすることを、市民自身がやり、地域で守り育てる。こうすれば、地域で広いネットワークを作ることが可能であり、その核のところに地域福祉事業所を置こう、という構想である。

この地域福祉事業所は、九八年九月、沖縄で元教員の方が自宅を提供してくれて設立したのを皮切りに、翌九九年六月段階で全国に三〇カ所ほどが設立された。今の福祉の世界の矛盾をイヤというほど感じ、「自分たちで」という熱い思いをもっている人たちは、私たちの労協・高齡協と出会って「目からうろこが落ちる」思いをしたという。

労協・高齡協が開いたヘルパー養成講座の修了生や、ケアマネジ

ヤーの試験会場での宣伝で結びついた人など、福祉を志す住民自身が出資し、地域や行政のさまざまな支援を得、これを労協・高齢協が支えてスタートした事業所が多い。市民が介護・福祉事業をやるうとしたとき、営利企業に雇われる(といっても大半が「登録」という形だが)道しかないというのが一般的理解だが、実際はそうではなく、自分たちで協同してやる道があるということを示すことによって、大きな共感を広げているのである。

地域福祉事業所は、ヘルパー養成講座の受講者に大きなまとまりをもたらした。以前はヘルパー講座を開いたあと、バラバラになっってしまうケースが多かったが、「労協・高齢協に入って地域福祉事業所を一緒につくろう」と提起できるようになってから、講座を修了した人たちが仕事おこしのグループを作るようになり、「すぐには一緒にやれない」という人

も、「退職したらぜひ」とか「日曜なら今でも」などという形でつながりができている。最近では、地元の市民が、最初から地域福祉事業所の設立をめざし、これを担う人たちを育てるためのヘルパー講座を開催する、というとりくみも生まれている。

「事業所に」と自宅を提供してくれたケース、安く借りられたケース、自治体が家賃を援助してくれたケースなどがあるが、「介護認定からもれる人の対策を何かやらねばと思うが、予算がない。高齢協がやってくれるなら支援したい」「学校の空き教室を高齢者のために使いたい、営利企業に委託するわけにはいかない。高齢協でやってもらえれば」「改修費などは支援できるので、補正予算に間にあうよう、デイサービス、グループホームなどの企画書を」「ぜひヘルパー講座をやってほしい」「うちの市にも支所を作ってほしい」といった、自治体からの

期待の声が各地の高齢協に寄せられている。

また、団地自治会が高齢協や地域福祉事業所をつくり、労協から講師を招いて、模はり、剪定などの講習を行い、より専門的に行政の制度も活用して、住民自身の生活を住民自身で支える力を形成し始めた。団地の空き部屋を利用して、ショートステイなどができるように改造する提案も出ている。

団地の各階に散在している空部屋を一階にまとめ、その一階部分はカベをぶち抜きデイサービス等ができる部屋にする、という計画である。

当初、既存の労協がかなりの資金をつぎこんで、とにかくスタートする、という例が多かったが、これを改めて、事業構想を説明すると、地域の人たち自身が、自分たちがやりたい事業、必要とする事業とは何かにこだわり、地域でさまざまな階層の人たちと結び合

いる。

各事業所は経営的に苦しい状況が続いているが、事業の総合化(少なくともヘルパステーション、デイサービス〔宅老所〕、給・配食事業の三本を事業内容とする)によって収支を合わせ、その事業展開は役所に徹底して足を運び、自治体と提携していくことなどによって、展望が見えてきている。

2 高齢者協同組合の 全国展開とCC共 済の創設

高齢協で元気な高齢者がますます元気になる活動をし、要介護になったときにも、地域で慣れ親しんだ人が介護してくれ、その中には専門的に高い介護の技術をもった人がいる、という状態をつくっていくならその住民は本当に安心できる。コミュニティの再生にこそ、「高齢者問題」の解決の

カギがある。

たとえばTさんが脳梗塞になったとする。高齢協が介護保険に基づき要介護認定の申請をし、ケアマネジャーが調査にきたときは、適正な評価がされるように、近くで生活している組合員が立ち会おう。要介護と認定され、保険給付となったら、高齢協で育成したケアマネジャーやヘルパーが来てくれ、自立のためのケアサービスが行われる。また、介護保険のサービスとは別にこみ出しからなにから、近所ならではのこまやかな助け合いが組織される。さらに、どんなケアがやられているのか、もっとこうしたらいいのではないかと点検し、組合員がものをいう。いわば「市民モニター」の活動がされる。こんな状態をつくりていきたい。このことを促進する仕組みとして構想し、この一〇月から一部スタートするのがCC（コミュニケーション）共済である。

これは、①電話をかけたたり、訪

問したり、たまり場へ誘うなど、閉じこもり、寝たきりの高齢者を励まし、介護予防活動をした高齢協に費用を給付、②介護が必要になったら、サービスの現物給付が受けられる、③長寿祝い金などを現金給付する、④掛け金の集金を含めて推進役となる「CC共済コーディネート」には一定の活動費を出し、必要に応じてこの役を労協・高齢協のケアワーカーが担う、という仕組みで、当面、掛け金は月五〇〇円で①の活動を中心に参加する。二〇〇五年には一〇〇万人の加入を想定している。

CC共済は介護保険と兼ね合わせて、それがカヴァーしない生活支援をはじめとした高齢者の自立支援活動を住民の協同で行うというものといっている。

3 介護者ネットワークと研修制度

介護・福祉を担おうとする市民

の意欲をさらに高めていくには、さまざまな就労形態のケアワーカーが大きく合流し、情報交換や、研修などにより、専門職としての内実を自らの力で確立していくとともに、労働条件を改善し、介護保険制度にケアワーカーの声を反映させることが大事だと、労協連が旗振り役となって九八年一二月に「介護者ネットワーク」（代表・一番ヶ瀬康子日本女子大名誉教授）を設立し、各地に設立し始めた。ケアマネジャーの交流、懇談会も始まった。

介護保険制度について延期論など、さまざまな議論があるが、労協連は介護者ネットワークとともに、厚生省に対し、次の要請をしている。

サービス提供者がそろわないのでは、という心配がされているが、初期はサービス提供が安定するよう、市民が参加できる条件を整えるべきだ。待遇や地位が正しいことが、参加を踏み止まら

せている一因である。政府が税金を投入し、もっとも混乱の少ないやり方で遅らせずに実施すべきであり、これは雇用の創出につながる。

①ケアマネジャーとコーディネーターを準公務員などとし、税金から人件費補助をすること。

②二級、三級ヘルパーの待遇を画期的に改善すること。

③高齢者が元気で暮らせるよう高齢者相談員を何人かに一人おいて、要介護者、寝たきりの人を増やさないようにすること。

④市民が行うヘルパー講座を支援すること。

⑤福祉系大学の教員をふやし、福祉施設を併設するなどして臨床データを蓄積できるようにすること。

⑥基盤の弱い市町村への財政支援や低所得世帯の保険料について、減免制度を充実するなど特別の対策を講じること。

労協連では「全国ケアワーカー

「研修交流集会」を毎年開いてきたが（九九年で四回目となる）、介護・福祉専門学校も早期に設立する計画である。また、長寿社会文化協会（WACC）と協力し、ヘルパー講座の教科書も作成した。

Ⅲ 市民主導の福祉で 日本社会はどう変わる

経済評論家として活躍する内橋克人さんは、「人々を分断し、競争を生み出し、その中にビジネスチャンスを見つけていくのが資本の手法だ。しかし、一人ひとりの人間にとって、分断されてきた『働く・暮らす・生きる』を統合していくとくみは、資本の論理をこえるとりくみになっていかざるをえない」といっている。

仕事・生きがい・福祉を統合する新しい組織、一人ひとりの個性が尊重され、ゆるやかで、共通の目標と自分のために生きられるよ

うなネットワーク型の組織——それは協同組合組織が一番似合うだろうし、日本の協同組合の場合、高齢者福祉をめぐる、はじめての生活全般にわたる協同、しかも広く社会に開かれた協同に踏み出せる条件ができてきたといえるのではないか。

これから公的介護保険制度を焦点とし、市民自身が主体になった福祉の展開が地域でさらに広がっていったとき、社会の何が変わり、社会に何がもたらされるか。

一つは、女性の社会進出と自立が決定的に進む。新しい市場が形成され、女性の地位と役割がきわめて高くなる。ケアワーカーユニオンというものができてくる。

二つ目に、高齢者の社会参加と自立が決定的に促進される。

三つ目に、地域でのコミュニティの再生、人間の絆の再生から、新しい文化が生まれ、破壊的社会との決別が始まる。

四つ目に、本物の市民組織、協

同組織が地域に登場し、飛躍する。市民の多様なネットワークが形成され、地域で生活の総合的な支えあいが可能になっていく。

五つ目に、社会的、公共的分野における市民の自主事業、地域福祉事業所などの形成が普遍的なものになる。介護の世界では、市民自身が自主的に高齢協やワーカーズコープ方式でヘルパーの仕事をおこすことが当たり前になる。

六つ目に、公共ないし公共事業の概念が変わってくる。協同組合など多くの団体が公共資金と関わりながら行う公共サービスから、質の高いものを国民が選び、適切なサービスがゆきわたるような流れとなる。官がやるから公共で、市民がやるから民間、などという言い方は通らなくなる。

新しい時代はこういうことが大きな流れとなって進んでいくだろう。介護保険制度によって生まれる新しい市場を市民自身が主導

し、人が人を癒す社会、人が人として大事にされる社会をつくっていく流れを本格化していきたい。

そしてまた、今日的大量失業、半失業。その災厄を受けた家庭が往々にして、お年寄りの要介護者を抱えている、というような例がたくさんある。この介護・福祉のとりくみのなかで、日本の雇用・失業政策では初めての、労働者と市民が力を発揮する制度——協同労働のための協同組合を社会の制度として認める労働者協同組合法の制定を当面の最大の目標としてがんばっているところである。

（まつさわ・つねお）